町田市告示第 254 号

公金事務委託の告示について

町田市保健所関係手数料条例（平成２２年１２月町田市条例第３６号）別表１３９の項及び１４０の項に定める手数料の公金事務については、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の２第１項及び町田市会計事務規則（平成１４年９月町田市規則第５１号）第３８条第１項の規定に基づき次のとおり委託したので、地方自治法第２４３条の２第２項及び町田市会計事務規則第３８条第２項の規定により告示する。

２０２６年１１月９日

町田市長　　稲　垣　　康　治

１　指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地

名称　町田ウィズマル動物病院　福永　達

所在地　町田市原町田５－４－１５　カコトリミングスクール内２Ｆ

２　指定した日

２０２６年１１月９日

３　指定公金事務取扱者として委託事務を行う歳入等

狂犬病予防法に基づく犬鑑札及び狂犬病予防注射済票の交付及び手数料

４　委託の期間

２０２６年１１月９日から２０２７年３月３１日まで

掲示期限:11月23日